



# 宮 崎 県 公 報

令和3年2月24日（水曜日）号外 第12号

発行・印刷 **宮 崎 県**

宮崎市橋通東 2丁目10番 1号

発行定日 毎週月・木曜日

購読料（送料共） 1年 44,400円

## 目 次

頁

### 告 示

○家畜伝染病のまん延を防止するための家畜等の移動及び搬出の禁止又は制限の変更 ----- (家畜防疫対策課) 1

## 告 示

### 宮崎県告示第 144号の2

令和3年宮崎県告示第77号の2（家畜伝染病のまん延を防止するための家畜等の移動及び搬出の禁止又は制限）を次のとおり変更する。

令和3年2月24日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 禁止し、又は制限する家畜の種類  
鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥並びにそれらの死体
- 2 禁止し、又は制限する物品  
病原体をひろげるおそれのある物品
- 3 禁止又は制限の対象となる区域
  - (1) 移動制限区域
    - ア 高鍋町蚊口浦（茱萸原）、高鍋町（町、東町）、上江（永田、高平、黒谷、大戸ノ口、嶋田）、南高鍋（雞の田、稲荷西、稲荷東、浦芳太郎下、雲雀山、越々溝下モ、越々溝上ミ、塩田、奥ノ下、下永谷、廻り尾、久保田、宮田前、旧城内、恵良、光音寺、高岡、妻道南、山伏山、蚕丁場、四ツ塚、重間、小嶋田、小落水、鐘塚、上永谷、上蘭、上地頭用、職司ノ一、職司ノ二、職司ノ三、職司ノ四、新山、神祭野、水谷原、水谷坂平付、杉谷上、石原、前古場、大久保、大平寺、地藏坂下、東越々溝、内宮田、内野々、内野々面上、式本松、日置道東、日置牧、馬込、馬場田、筏、肥後坂下、肥後牧、樋の久保、穂先田、穂先田中嶋ノ一、穂先田中嶋ノ二、堀の内、蓑江、蓑江野地、茂広毛平付、毛作、毛作谷、野首、鷺々久保、櫻谷）、北高鍋（井手神、下嶋城、権現前、今嶋、今嶋南、砂子田、七反田、上嶋城、瀬ノ口下、洗井、大峯村、中川池、中鶴屋敷村、頭無井手、道具小路、樋渡、茂広毛）
    - イ 新富町三納代（田尾、新開、岩崎、石田、五反丸、矢床、北原牧、川添、向牟田、蓑崎、市五牟田、長瀬ガイ、奥、藏蘭、頭田、奥崎、御抜田、宮田、石川、鏡、柳原、畑中、馬渡、荒田、新町、井手下、篠山、十月田、尾迫、比良）、新田（楠木迫、丸尾、五反丸、浦田、下大迫、貳斗蒔）、日置（上永牟田、毛作、西八ッ手ケ棒、鶴ヶ牟田、東八ッ手ケ棒、赤禿、下永牟田、小漆、五丁野地、寅松、赤禿並木附、新牧、板橋、永迫、松ヶ櫛、押へ松、鯨ヶ尾、綿打頭、平塚、

原口、西牧、黒谷、東牧、石佛、山川、見之平、川神、馬渡、古蘭、諏訪下、佛坂、高野田、藤掛、松川、西小牟田、大丸田、寺分、倉蘭、木戸口、宮ヶ迫、隅ヶ迫、ロノ切、坂ノ下、上日置、山ノ口、小牟田、東小牟田、上石川、船ヶ迫、白砂、通山、下石川、城ヶ尾、太郎兵衛迫、南迫、中ノ丸、轟、大楽、下六反田、野中、浜、塩治、小山尻、沖ノ浜、松添、岩脇、中伏、大久保、垂門、西永迫、中永牟田、漆山、新山、赤松、平川、八反ヶ丸、壱ッ塚、常林寺、横尾、萬福寺上、荒神免、祭田、大持田、猪ノ尻、池田、越田、代ノ田、大迫、張切、上六反田、今別府、佐山、佐山ノ上、上ノ蘭、宮田）